

高知市立五台山小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 1 日策定

第 1	いじめ防止等のための対策の基本的な方向	
1	基本的な考え方	1
2	いじめの定義	
3	本校におけるいじめの現状と課題	3
4	いじめの防止等に関する基本的な考え方	
	(1) いじめの防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめに対する対処	
	(4) 家庭や地域，関係機関との連携に関して	
第 2	いじめ防止等のための対策の内容	
1	いじめを未然に防止するための取り組み	4
2	いじめの早期発見に向けての取り組み	5
3	いじめの早期解決に向けての取り組み	
4	いじめ防止等の対策のための組織	
5	組織体制の構築と機能	6
6	重大事態への対処	
7	校内研修の充実	8
8	家庭や地域，関係機関との連携	9
9	方針及び取り組みの検証と評価	

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1 基本的な考え方

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、高知県、高知市、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

本校におけるいじめ防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」、国及び県市の「いじめ防止等のための基本的方針」を受け、本校におけるいじめ防止基本方針を策定する。

加えて、より実効性の高い取り組みを実施するため、学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すこととする。

なお、いじめ防止等の対策に関する基本的な考えは以下の通りである。

- (1) いじめ防止等の対策により、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- (2) いじめ防止等の対策においては、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域などがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動するようにする。

2 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解

積されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめにあたと判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 本校におけるいじめの現状と課題

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを教職員全員が認識し、本校の教育活動全体を通じて、子どもたち一人ひとりの人権を大切にする取り組みを実施している。互いに聴き合い、関わり合う授業が行われるよう研修し、温かな支持的風土の学級がつくられている。昨年度および本年度とも、本校のいじめの認知件数は0であるがその一方で、聞いている者が嫌な気持ちになることばや、軽率な言動で相手を傷つけることがあり課題も見られ、楽しい学級・学校づくりのために、凡事徹底が必要であると考えている。

学校生活アンケートやQ-Uアンケート、毎日の日記等の取り組みで、外見の明るさとは違った捉え方をしている児童や認知の仕方等が共通理解された。研修や分析を実施しながら全教職員が共有するようにしている。嫌な思いをする児童がいる場合は、早急にその児童の思いを聞き、関係する児童がいれば周囲の事実の確認を行っている。明確に相手が存在する場合は指導し、誤解があれば解きほぐしている。現状では、解決できていない課題はない。

家庭とは、連絡帳や電話連絡を通じて密に連絡を取り合い、必要なときには家庭訪問等で直接話し合うようにしている。地域や関係機関には、必要な場合はすぐ協力依頼している。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取り組みの重要性について認識を広め、地域、家庭と一体となって取り組みを推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは周囲からの目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、本校では、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、児童の委員会活動と連携した活動等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童を見守る体制を整えている。

(3) いじめに対する対処

いじめがあることが確認された場合、本校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 家庭や地域、関係機関との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域、関係機関との連携が必要である。PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設ける等、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

そして、いじめ問題の対応において、学校や教育委員会等においていじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局）との適切な連携が必要である。したがって、平素から、学校や高知市教育委員会（以下「市教委」と記載）と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議への出席など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

教育相談の実施にあたり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、高知市教育研究所、高知市少年補導センター、高知市子ども家庭支援センター、警察署、児童相談所など、学校以外の相談窓口についても児童や保護者へ周知したりするなど、学校が関係機関と連携することも重要である。

第2 いじめ防止等のための対策の内容

1 いじめを未然に防止するための取り組み

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。重点的な取り組み項目は以下の通りである。

- (1) 日々の授業改善・教職員の人権感覚を磨き、人権意識向上を目指す校内研修の充実
- (2) いじめを予防する相談体制の整備
- (3) 子どもの自己有用感を高め、自尊感情を育む道徳教育および体験活動等の教育活動の推進

- (4) 人間関係の把握と一人ひとりが活躍できる集団づくり
- (5) 児童等が自主的に行う活動や委員会活動の支援
- (6) 「いじめ防止」について、子ども・保護者・地域とともに学ぶ、広報・啓発活動の推進

2 いじめの早期発見に向けての取り組み

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

いじめの積極的な発見に取り組む、重点的な取り組み項目は以下の通りである。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。(学校生活に関するアンケートやあったかアンケートなど定期的な調査、個別面談、生活ノート等)
- (2) 子どもの行動を注視する。(チェックリスト、日常観察等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話、家庭訪問、PTAの会合等)
- (4) 地域、関係機関と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)
- (5) インターネットの情報を入手する。(関係機関との情報共有、情報モラル研修)

3 いじめの早期解決に向けての取り組み

いじめの発見・通報に対しては、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応するとともに、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応するようにする。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼をおいた指導を行うようにする。重点的な取り組み項目は以下の通りである。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) 必要に応じて、高知市が設置しているサポートチームの活用を図る。

4 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止法第22条の規定により、本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員、および専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される、いじめ防止等の対策のための常設の組織（仮称いじめ防止対策委員会）を以下の通り置くものとする。なお、通常は支援委員会を毎月1回開催、本校教職員のみで構成し、情報共有と支援の方策について協議する。

(1) 組織の役割

- ① 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった場合には，情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方法の決定，保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割

(2) 基本構成員

学校長，教頭，生徒指導担当，教務主任，各ブロック（低・中・高），養護教諭とし，事案に応じて，他の本校教職員が加わる。また，本校教職員以外の委員として，主任児童委員が加わり，事案に応じて学校カウンセラー，スクールソーシャルワーカーとし，会議や事案に応じて，学校長から各委員に参加を依頼する。

5 組織体制の構築と機能

策定した学校基本方針ならびに組織が機能するかどうかは，教職員の組織体制の機能性によるところが大きい。常日頃から教職員の組織性を高め，スピード感のある組織的対応が実現できるようにする。

- (1) いじめへの対応は，校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立するようにする。
- (2) 一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく，いじめ防止対策委員会で情報を共有し，組織的に対応する。
- (3) 日頃からサポート委員会や職員会で児童の状況について，共有を図っておく。
- (4) いじめがあった場合の組織的な対応を可能とするよう，平素からこれらの対応のあり方について，全教職員で共通理解を図る。
- (5) いじめ問題等に関する指導記録を保存し，児童の進学・進級や転学にあたって，適切に引き継いだり，情報提供したりできる体制をとる。
- (6) 必要に応じて，心理や福祉の専門家，医師，弁護士，警察官経験者など外部専門家が参加しながら対応し，より実効的ないじめ問題の解決を図る。
- (7) 教職員が児童と向き合い，いじめの防止等に適切に取り組んでいけるようにするため，一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し，組織的体制を整えるなど，校務の効率化を図る。
- (8) 組織的に取り組みを実行できているかについてチェックリストで点検し，結果を共有し，改善を図っていくようにする。

6 重大事態への対処

いじめ防止法第 28 条の規定により本校は，次に掲げる事態（以下「重大事態」）に対処し，および当該重大事態と同種の発生の防止に資するため，速やかに，市教委の指導の下，適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明白にするための調査を行うものとする。

- ① いじめにより本校に在籍する児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

- ② いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
なお、本校において重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うための組織を以下の通り置くものとする。

(1) 組織構成員

学校長、教頭、生徒指導担当、教務主任、各ブロック（低・中・高）、養護教諭とし、事案に応じて、他の本校教員が加わる。また、本校教職員以外の委員として、主任児童委員が加わり、事案に応じて学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカーとする。以上はいじめ防止対策委員会メンバーであり、学校長により、事案に応じて会議の参加を依頼する。また、事案に応じて、学校長から専門的知識および経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者に参加を依頼する。

(2) 役割の内容

① 重大事態に係る調査主体

- ・ 重大事態が発生した疑いがあると認めるときに、本校は、直ちに市教委に報告し、市教委は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断するようにする。
- ・ 本校が主体となって行う場合と、市教委が主体となって行う場合が考えられるが、本校が調査主体となる場合は、(1)のメンバーを中心に、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。当該調査の公平性・中立性を確保するように十分に留意する。

② 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・ 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。本校と市教委が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るようにする。
- ・ 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような様態であったかなどについて事実を明確にする。それを軸に、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったかについても明確にする。また、本校教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に整理して記録するようにする。
- ・ 本校や市教委に不都合なことがあったとしても、事実を明確にする。本校は、市教委および附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むようにする。なお、事案の重大性を踏まえて、市教委など関係機関と適切に連携して対応にあたるようにする。
- ・ いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施するようにする。
- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。また、いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援をするようにする。

- ・ 児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合には、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手するようにする。

③ その他留意事項

- ・ 本校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合が想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らない場合もあり得る。その際には、第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うようにする。
- ・ 本校および市教委は、被害・加害の児童はもちろん、他の児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

④ 調査結果の提供および報告

- ・ 本校または市教委は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、本校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。なお、情報の提供にあたっては、適時・適切な方法で、経過報告をするようにする。
- ・ 情報の提供にあたっては、本校または市教委は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するようにする。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明が怠るようにならないようにする。
- ・ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じるようにする。
- ・ 調査結果の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて高知市長等に送付するようにする。

7 校内研修の充実

いじめ防止法第18条の規定により、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する教職員の資質の向上に必要な措置を計画的に行うため、年間計画に位置づけて校内研修を実施する。重点的に実施する研修内容の対象は以下の通りである。

- (1) 学校いじめ防止基本方針および上位法等の理解
- (2) いじめ防止の対策と取り組み
- (3) いじめの早期発見の対策と取り組み
- (4) いじめへの対処の対策と取り組み
- (5) 組織的体制の構築と機能の対策と取り組み
- (6) 家庭や地域との連携の取り組み
- (7) 関係機関との連携の取り組み

(8) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策と情報研修

8 家庭や地域、関係機関との連携

いじめ防止法第3, 8, 17, 27条の規定により、本校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校の内外を問わずいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するようにする。重点的に取り組む項目は以下の通りである。

- (1) 本校基本方針等を周知し、地域や保護者の理解を得ながら、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるようにする。
- (2) 家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図るようにする。
- (3) 学校、PTA、地域の団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、開かれた学校づくり委員会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進するようにする。
- (4) 学校警察連絡協議会での情報交換・共有を通じて、児童生徒の状況と対策について協議を行うようにする。また、児童を対象とした非行防止教室や情報モラル講習会等を実施し、インターネットを利用したいじめの防止を図る。なお、状況に応じて市教委の生徒指導スーパーバイザーや警察OBの効果的な活用を検討するようにする。
- (5) 必要に応じて、教育研究所、児童相談所や福祉部局等とサポート会議を開催し、児童の状況や対策等について協議し、連携した支援の充実を図る。また、連携する際の手順等をまとめ、連携の具体化や共有化をスムーズに実現できるようにする。
- (6) いじめに関する相談窓口の周知や、人権擁護委員と連携した啓発活動を行うようにする。

9 方針及び取り組みの検証と評価

いじめ防止法第34条の規定により、いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握およびいじめに対する措置を適切に行うため、下の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取り組みを評価する。また、より実効性の高い取り組みを実施するため、学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すこととする。

- (1) いじめの防止およびいじめの早期発見に関する取り組み状況
- (2) いじめに関しての教職員の協力・指導体制